

## 株式会社 ケーブルテレビジョン島原 契約約款

株式会社ケーブルテレビジョン島原(以下「当社」という)と、当社が行うサービスの提供を受けるもの(以下「加入者」という)との間で結ばれる契約約款(以下「約款」という)は、次の条項による。

### 第1条 【当社の行うサービス】

当社は業務区域内の加入者に次のサービス提供を行う。

- (1)当社による受信・再送信可能なテレビジョン放送、及びFM放送を有線により再送信するサービス
- (2)当社による自主放送番組を有線により放送するサービス
- (3)上記サービスに付帯するその他のサービス

### 第2条 【契約の単位】

加入契約は世帯又は法人ごとに締結するものとする。

### 第3条 【契約の成立】

(1)加入契約は、この約款を承認のうえ、加入希望者が加入申込書を提出し、当社がこれを承認したときに成立するものとする。

(2)当社は前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込を承認しないことができるものとする。

- ①加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
- ②加入申込書の記載に虚偽がある場合
- ③加入申込者が本約款に違反する恐れがある場合
- ④当社のサービスの提供が技術的な理由により困難な場合
- ⑤当社の業務に著しい支障があると認められる場合

### 第4条 【料金】

(1)当社が提供するサービスの料金は、別表に定める利用料(有料チャンネルを含む)、工事代金、手続きに関する料金等とする。

(2)解約による工事代金の払戻しはしないものとする。

(3)当社は社会経済情勢の変化に伴い料金の改定をすることができるものとする。その場合、改定1ヶ月前までに加入者に通知するものとする。

### 第5条 【利用料】

(1)加入者は、当社のサービスの提供を受け始めた日の属する月から、この加入契約の解約を申し出た日の属する月まで、別表1に定める利用料を当社に支払うものとする。

(2)利用料には、NHKの放送受信料及び衛星放送受信料は含まないものとする

(3)当社が第1条に定めるサービスを月のうち継続して10日以上行わなかった場合の利用料は、第4条の規定にかかわらず、日割り計算による清算を行うものとする。

### 第6条 【利用料の支払い方法等】

(1)加入者は、第5条に定める利用料を定められた期日までに遅滞なく支払わなければならない。

加入者が、加入者の都合により支払期日までに利用料を支払わなかった場合は、別表3に定める延滞手数料を当社に支払うものとする。

(2)加入者が、第4条で定める料金を支払う場合の支払い方法は、当社が指定する方法によるものとする。

(3)加入者が、利用料その他の債務について、支払期日を過ぎてなお支払いがない場合には、当社が定める期日から支払い日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとする。

### 第7条 【加入者の利用料滞納によるサービス停止】

(1)当社は、加入者が第5条に定める利用料の支払い義務を怠り、利用料が滞納になった場合、当社の全てのサービスの提供を停止し、契約解除の処置を講ずることができるものとする。

(2)有料チャンネルの視聴契約がある場合で、当社が指定する期日までに利用料の支払いがないときは、有料チャンネルの契約解除の処置を講ずることができるものとする。

### 第8条 【債権譲渡】

加入者は、当社が有する加入者の利用料その他の債務について、債権を譲渡することができることを予め承諾するものとする。

### 第9条 【機器等の貸与】

(1)当社は、デジタル多チャンネル放送サービスを希望する加入者に、テレビ1台ごとにデジタルセットトップボックス(以下「STB」という)及びリモートコントローラー(以下「リモコン」という)を貸与する。

(2)加入者は、本契約解約時に当社にSTB及びリモコンを返却するものとする。未返却の場合は、別表2に定める金額を当社に支払うものとする。

(3)加入者は、使用上の注意事項を厳守して正しく使用しなければならない。

(4)加入者は、故意又は過失によりSTB及びリモコンを故障、破損させた場合は、修理にかかる実費を、また、紛失及び修理不能の場合は、別表2で定める金額を適用し、当社に支払うものとする。

(5)STB及びリモコンは、STB設置工事完了日から12ヶ月間保証するものとし、この保証期間内において

て故障が生じた場合、当社は無償にて修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとする。但し、加入者がSTB及びリモコンを本来の用法に従って使用しなかった場合や紛失の場合は、この限りではない。又、保証外及び保証対象外の場合は、別表2に定める金額を加入者が費用負担するものとする。  
(6)リモコンに付属している電池の交換に要する費用は、加入者の負担とする。

#### 第10条 【施設の設置及び費用負担】

- (1)当社のサービスを提供するために必要となる施設の設置工事は、全て当社又は当社の指定する業者が行うものとする。
- (2)加入者は、当社のタップオフから受信機の入力端子までの設置に要する費用を負担するものとする。
- (3)当社は、幹線施設から加入者の保安器施設までの管理を行うものとする。
- (4)加入者は、施設の設置について、あらかじめ地主、家主その他利害関係人の承諾を得ておくものとする。後日苦情が生じた場合があっても、当社はその責を負わないものとする。

#### 第11条 【故障】

- (1)当社は、加入者から当社の提供するサービスの受信に異常の申し出があった場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとする。
- (2)加入者は、当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が利用者の施設による場合、その施設の修復に要する費用を負担するものとする。
- (3)加入者は、加入者の故意又は過失により当社の施設に故障又は損傷が生じた場合、その施設の修復に要した費用を負担するものとする。

#### 第12条 【設置場所の変更】

- (1)加入者が、転居等により施設の設置場所を変更する場合、当社の業務区域内で、かつ引込工事可能な場合に限りこれを認めるものとする。
- (2)施設の設置場所の変更に要する費用は加入者の負担とし、当社又は当社が指定する業者が行うものとする。

#### 第13条 【設置場所の無償使用】

- (1)当社又は当社が指定する業者が施設の設置、修理、検査を行うため、加入者の敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとする。

#### 第14条 【加入者の禁止事項】

- (1)加入者は、当社に無断で施設の改変、増設工事を行うことを禁止する。
- (2)加入者は、当社の提供するサービスを第三者に提供することを禁止する。
- (3)加入者は、当社より貸与した機器等を当社の許可なく第三者に、貸与、質入れ、譲渡してはならないものとする。

#### 第15条 【加入契約の解約】

- (1)加入者が加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の一週間前までに指定の文書により当社にその旨を申し出ることとする。
- (2)加入者は、当社が解約手続きを完了した日の属する月の利用料までを当社に支払うものとする。解約日が月の途中であっても利用料の日割り計算は行わない。
- (3)加入者は、別表3に定める解約手数料を当社に支払うものとする。
- (4)解約手続きを完了した日の属する月の翌月以降の利用料が既に支払われていた場合は、これを返金する。
- (5)加入者が、当社にSTB保証金を預け入れている場合、当社はそのSTB保証金と解約手数料及び解約手続きを完了した日の属する月の利用料を相殺できるものとする。
- (6)加入者が解約時に当社に加入する以前のアンテナ等受信設備の原状回復を申し出ても、当社はその作業は行わない。
- (7)既に支払われた工事費の返却は行わない。

#### 第16条 【サービスの変更】

- (1)加入者が、当社が行うサービスの変更を希望する時は、サービスの変更を希望する月の前月末日までに指定の文書により当社にその旨を申し出ることとする。
- (2)加入者は、別表3に定める手数料を当社に支払うものとする。

#### 第17条 【免責事項】

当社は、以下に該当する場合、視聴、録画及び録音に支障が生じてもその責任を負わない。又、損害賠償には応じない。

- (1)天災、気象状況、事変による機能停止及び障害
- (2)放送衛星の機能停止及び障害
- (3)停電による機能停止及び障害
- (4)伝送路施設及び利用者施設、受信機などに起因する障害
- (5)番組内容の変更及び放送チャンネルの変更
- (6)当社施設の維持管理の必要上、サービスが一時的に停止する場合
- (7)その他、当社の責に帰することができない場合

#### 第18条 【契約の解除】

当社は、次の場合には、その契約を解除することができる。

- (1) 約款に違反する行為があった場合
- (2) 当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる理由がある場合
- (3) 料金、その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いが無い時
- (4) 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行なったことが判明した時

#### 第19条 【B-CAS、C-CASカードの取り扱い】

- (1) STB付属のBSデジタル放送用ICカード(以下「B-CASカード」という)に関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとする。
- (2) STB付属のデジタルCATV放送限定受信用ICカード(以下「C-CASカード」という)に関する取り扱いについては、別に定める「C-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとする。
- (3) 加入者は、当社サービスの契約の解除後は速やかにB-CASカード及びC-CASカードを当社に返却するものとする。又、当社は必要に応じてB-CASカード及びC-CASカードの交換、返却を加入者へ請求できるものとする。
- (4) 加入者は、当社の手配以外によるB-CASカード及びC-CASカードへのデータの追加、変更並びに改ざんすることを禁止し、それらにより当社及び第三者に及ぼされた損害等は、加入者がその賠償責任を負うものとする。
- (5) 加入者が、故意又は過失によりB-CASカード及びC-CASカードを破損又は紛失した場合、もしくは、契約の解除時に未返却の場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとする。
- (6) 当社は、B-CASカード及びC-CASカードの再発行を認める場合、これらのカードの再発行を行い、加入者は別表2に定めるカード再発行費用を支払うものとする。

#### 第20条 【個人情報の取り扱い】

当社が、加入者へのサービスを提供するに当たって知り得た個人情報は、別に定める個人情報保護規定に基づき適切に保管するものとする。

#### 第21条 【定めなき事項】

この約款に定めなき事項が生じた場合には、当社及び加入者は契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとする。

#### 第22条 【約款の改正】

この約款は、総務大臣に届け出た上、改正することができるものとする。

#### 付則

- (1) 当社は、特に必要が認められる場合には、この約款に特約を付すことができるものとする。
- (2) 集合住宅の一括加入、ホテル等の業務用については、別に定めることとする。
- (3) キャンペーン期間中に加入契約をした加入者の最低利用期間は工事完了日より1年間とする。万一、中途解約する場合は理由の如何を問わず、加入時に特典を受けた割引相当額を解約手数料として申し上げるものとする。ただし、契約時に当社が短期間契約の了承をして加入契約をした場合はこの限りではない。
- (4) 利用料未払いでサービスの停止又は解約を実行された加入者の未払い金については、当社と業務契約をした債権回収業者にその回収を委託する。

#### 実施期日

この約款は令和3年5月1日より実施します。

#### 別表1

##### 月額利用料金

サービスプラン	月額利用料金
デジタルプレミアム	3,700円(税込4,070円)／台
デジタルスタンダード	3,200円(税込3,520円)／台
地デジ・BSプラン	1,500円(税込1,650円)／台
地デジプラン	1,000円(税込1,100円)／世帯

※デジタルプレミアムの2台目以降の料金は1,800円(税込1,980円)／台

※デジタルスタンダードの2台目以降の料金は1,700円(税込1,870円)／台

※地デジ・BSプランの2台目以降の料金は700円(税込770円)／台

※有料チャンネルのみ視聴の場合、STBリース料300円(税込330円)／台

※上記金額は消費税10%での税込み価格です。

#### 別表2

##### 機器・付属品の料金

STB	40,000円(税込44,000円)／台
STB用リモコン	3,000円(税込3,300円)／台
B-CASカード(再発行時)	1,898円(税込2,088円)
C-CASカード(再発行時)	2,857円(税込3,143円)

※上記金額は消費税10%での税込み価格です。

別表3  
手数料、その他の料金

プラン・契約変更	1,000円(税込1,100円)
名義・口座変更	1,000円(税込1,100円)
解約手数料	5,000円(税込5,500円)
延滞手数料	200円(税込220円)

※上記金額は消費税10%での税込み価格です。

別表4  
加入契約料、工事費、各種設定費

加入契約料	10,000円(税込11,000円)
引込・宅内工事費	25,000円(税込27,500円)
増設工事費	10,000円(税込11,000円)
移設工事費(1台目)	15,000円(税込16,500円)
移設工事費(2台目以降)	10,000円(税込11,000円)
テレビ設定・調整費	2,000円(税込2,200円)
出張費	1,000円(税込1,100円)
STB保証金	10,000円(税込11,000円)

※上記金額は消費税10%での税込み価格です。

別表5  
有料チャンネル料金

WOWOW プライム	3チャンネルセット 2,300円(税込2,530円)
WOWOW ライブ	
WOWOW シネマ	
スターチャンネル1	3チャンネルセット 2,300円(税込2,530円)
スターチャンネル2	
スターチャンネル3	
アニメシアターX	1,800円(税込1,980円)
衛星劇場	1,800円(税込1,980円)
M net	2,000円(税込2,200円)
東映チャンネル	1,500円(税込1,650円)
V☆パラダイス	700円(税込770円)
プレイボーイチャンネル	2チャンネルセット 3,000円(税込3,300円)
レッドチェリー	
レインボーチャンネル	3チャンネルセット 3,000円(税込3,300円)
パラダイステレビ	
ミッドナイトブルー	
グリーンチャンネル	1,200円(税込1,320円)
TBSチャンネル1	600円(税込660円)
キッズステーション	739円(税込813円)
日テレG+	900円(税込990円)
日経CNBC	900円(税込990円)
チャンネルNECO	600円(税込660円)
釣りビジョン	1,200円(税込1,320円)
囲碁・将棋チャンネル	1,400円(税込1,540円)
テレ朝チャンネル1	600円(税込660円)
テレ朝チャンネル2	600円(税込660円)
KBS WORLD	700円(税込770円)
日テレプラス	600円(税込660円)

※上記金額は消費税10%での税込み価格です。